第６回　徳島地方最低賃金審議会
資料目次

資料番号・資料名　　頁

№１　2025 年度徳島県最低賃金の答申に対する異議申出 ･･･････････････････ 1

№２　2025 年度徳島地方最低賃金の改正決定に対する意見書 ･･･････････････ 2

№３　令和７年度地域別最低賃金答申取りまとめ（9/5 厚生労働省発表） ･･･････ 4

№４　令和７年最低賃金に関する基礎調査結果（抜粋） ･･･････････････････ 7

№５　2025 年度最低賃金改定の影響に関する調査レポート（2025 年８月時点） ･･･ 12

№１

２０２５年９月１２日

徳島労働局長　亀　井　　崇　殿

徳島県労働組合総連合
議長　山　本　正　美

２０２５年度徳島県最低賃金の答申に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている貴職及び関係者の皆様に心から敬意を表します。

徳島地方最低賃金審議会は、9月1日、今年度の徳島県の地域最低賃金の改定について、現行の980円を66円引き上げて1,046円にすると答申しましたが、私たちは、今回答申は不服であり異議を申し出ます。趣旨並びに理由は以下の通りです。

１．時間額1,500円以上を求めます。

今日の物価高のなかで、時給1,046円は、法が要請する「健康で文化的な生活」や「人たるに値する生活」にはほど遠い額と言わざるを得ません。また、若者が多く流出する都市部との格差も2～3円しか縮まらず、依然として大阪131円、東京180円、隣県兵庫70円と大きな格差があり、働き手の流出に歯止めがかからないと言えます。審議会では、「徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金額」を強調し、各種データーでは全国の中位以上であるとしてきましたが、今回の答申は、全国加重平均1,121円はもとより、全国で27番目という中位以下のものです。中小企業・小規模事業者への対策は、賃上げを経済の要とする国の政策として拡充を求めるべきです。その他意見書で述べたとおりです。

２．発効日を遅くても11月1日にすることを求めます。

答申では、発効日を2025年1月1日としており、今日の物価高に苦しむ労働者に更に我慢を強いる内容と言えます。一部では、関西圏との格差が縮まったなどと言っていますが、大阪府は10月3日から時給で63円引き上げられます。引上げが約3ヶ月遅れると66円引き上げても、残り9ヶ月で取り返すことは不可能です。例えば、月150時間働く労働者で比較すれば、時給63円の差は1ヶ月で9,450円、3ヶ月で28,350円にもなります。月額3円の上積みでは1ヶ月に450円、9ヶ月で4,050円しか取り戻せません。結局、1年間の格差は従来の格差に加え24,300円も拡がることになるのです。昨年は格差を34円是正させる答申でしたから、1ヶ月先に50円引き上げても2ヶ月弱で取り戻せましたが、3円で63円の3ヶ月分を取り返すには5年以上かかります。これで、格差が縮まったと言えるのでしょうか？大阪府との格差は10月3日から年内は、これまでの134円から197円に拡がるのです。

３．全国一律最低賃金制度の確立を強く求めます。

意見書でも、述べてきたとおり、全国どこでも最低生計費に違いがありません。地域間格差を解消し、地方の人手不足や地域経済を活性化させるためには、全国一律最低賃金制度を確立する以外にありません。

４．専門部会においても公開の原則を貫き、2者協議ではなく3者で議論することを求めます。

答申では、「慎重に調査審議を重ねた結果」としていますが答申内容の根拠や経過が一切公開されず、「原則公開」に反するものといえます。専門部会は、2回以降労使は主張を3者協議の場で述べることなく「協議のなかで」として労使協議を繰り返し、額だけが示されるものとなっています。労使が別室で合意すれば「全会一致」として公益委員・部会長見解も示されないまま答申され、傍聴者は、全くの蚊帳の外に置かれる状況となっています。専門部会も3者協議のなかで議論すべきです。少なくとも3者協議の場で2者協議の内容を明らかにして根拠や経過がわかるようにすべきです。

以上

№２

令和７年９月15日

徳島労働局長　亀井　崇殿
徳島地方最低賃金審議会　会長　段野　聡子殿

徳島県中小企業家同友会
代表理事　吉武　恭介
小田　大輔

2025年度　徳島地方最低賃金の改正決定に対する意見書

このたびの徳島地方最低賃金審議会における審議の結果、現行980円から66円引き上げ、令和８年１月１日より1,046円とする答申がなされました。中央最低賃金審議会における引き上げ額の目安が63円であり、かつ各都道府県では大幅な引き上げが行われた中で、慎重な審議を行っていただいたことに深く感謝申し上げます。

私たち徳島県中小企業家同友会は、県内約440名の会員を有し、地域経済の持続的な発展と安定した雇用の確保を使命としております。今後の国や徳島県における政策のあり方に対して、以下の通り意見を申し上げます。

1. 今回の引き上げに対する評価

今回の改定額は、物価上昇や国全体の動向を踏まえた上での判断であると理解しております。また、労働者の生活安定に資する観点からも一定の意義があると受け止めております。

しかしながら、本県において２年間で150円アップという未だかつてない大幅な改定は、中小企業・小規模事業者にとっては、決して容易に対応できるものではありません。原材料価格や労務費等の高騰による事業運営コストの上昇スピードに追いつくことができず、改正後の最低賃金が払えない、事業縮小、撤退を余儀なくされている事業者も出始めています。昨年度の改定からはあまり時間も経過していないことから、事業者への影響は十分に把握できていないと考えます。今後、中小企業、特に小規模事業者に対してのヒアリングを行い、十分な検証をお願いします。

2. 今後に向けた課題と要望

(1) 中小企業・小規模事業者への重点的な支援施策の展開

徳島県内の多くは中小企業・小規模事業者です。最低賃金の引き上げにより、雇用や事業の縮小が進めば、結果的に地域経済全体が疲弊することになりかねないため、大企業依存ではない地域産業構造の再構築と、中小・小規模事業者への重点的な支援施策の展開への強い要望をお願いいたします。

(2) 価格転嫁の促進

労務費の価格転嫁が困難な中小企業に対し、適正な取引環境の整備、公正取引委員会による監視強化、元請企業への指導強化などの支援策を講じていただくよう、国や関係機関への働きかけを引き続きお願いします。

⑶「働く意欲が報われる社会へ～真の賃上げ実現に向けた制度改革～」

現在の状況では最低賃金引き上げが人手不足解消策として導入されても、年収の壁によって労働時間が抑制されるため効果が薄く、パート社員が就業調整を行う現状も多く見られます。

働いた分だけ収入が増え、その努力がきちんと手取り収入に反映される仕組みにつながる制度改革の実施に向けて、強く働きかけていただけますようお願いいたします。

以　上

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和７年９月５日（金）
【照会先】
労働基準局賃金課
課　　長　　野澤めぐみ
副主任中央賃金指導官　　上条　訓之
（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）
（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 66 円引上げの 1,121 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和７年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和７年８月４日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和７年 10 月１日から令和８年３月 31 日までの間に順次発効される予定です。

【令和７年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は１県、81 円は１県、80 円は１県、79 円は１県、78 円は３県、77 円は２県、76 円は１県、74 円は１県、73 円は２県、71 円は４県、70 円は１県、69 円は２県、66 円は２県、65 円は８道県、64 円は９府県、63 円は８都府県）
- 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

（別紙）令和７年度 地域別最低賃金答申状況
（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度　地域別最低賃金　答申状況

（別紙）

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）		引上げ額【円】	目安差額	発効日（予定）（※2）
北海道	B	63	**1,075**	（1,010）	65	＋2	2025年 10月4日
青　森	C	64	**1,029**	（953）	76	＋12	2025年 11月21日
岩　手	C	64	**1,031**	（952）	79	＋15	2025年 12月1日
宮　城	B	63	**1,038**	（973）	65	＋2	2025年 10月4日
秋　田	C	64	**1,031**	（951）	80	＋16	2026年 3月31日
山　形	C	64	**1,032**	（955）	77	＋13	2025年 12月23日
福　島	B	63	**1,033**	（955）	78	＋15	2026年 1月1日
茨　城	B	63	**1,074**	（1,005）	69	＋6	2025年 10月12日
栃　木	B	63	**1,068**	（1,004）	64	＋1	2025年 10月1日
群　馬	B	63	**1,063**	（985）	78	＋15	2026年 3月1日
埼　玉	A	63	**1,141**	（1,078）	63	±0	2025年 11月1日
千　葉	A	63	**1,140**	（1,076）	64	＋1	2025年 10月3日
東　京	A	63	**1,226**	（1,163）	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	**1,225**	（1,162）	63	±0	2025年 10月4日
新　潟	B	63	**1,050**	（985）	65	＋2	2025年 10月2日
富　山	B	63	**1,062**	（998）	64	＋1	2025年 10月12日
石　川	B	63	**1,054**	（984）	70	＋7	2025年 10月8日
福　井	B	63	**1,053**	（984）	69	＋6	2025年 10月8日
山　梨	B	63	**1,052**	（988）	64	＋1	2025年 12月1日
長　野	B	63	**1,061**	（998）	63	±0	2025年 10月3日
岐　阜	B	63	**1,065**	（1,001）	64	＋1	2025年 10月18日
静　岡	B	63	**1,097**	（1,034）	63	±0	2025年 11月1日
愛　知	A	63	**1,140**	（1,077）	63	±0	2025年 10月18日
三　重	B	63	**1,087**	（1,023）	64	＋1	2025年 11月21日
滋　賀	B	63	**1,080**	（1,017）	63	±0	2025年 10月5日
京　都	B	63	**1,122**	（1,058）	64	＋1	2025年 11月21日
大　阪	A	63	**1,177**	（1,114）	63	±0	2025年 10月16日
兵　庫	B	63	**1,116**	（1,052）	64	＋1	2025年 10月4日
奈　良	B	63	**1,051**	（986）	65	＋2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	**1,045**	（980）	65	＋2	2025年 11月1日
鳥　取	C	64	**1,030**	（957）	73	＋9	2025年 10月4日
島　根	B	63	**1,033**	（962）	71	＋8	2025年 11月17日
岡　山	B	63	**1,047**	（982）	65	＋2	2025年 12月1日
広　島	B	63	**1,085**	（1,020）	65	＋2	2025年 11月1日
山　口	B	63	**1,043**	（979）	64	＋1	2025年 10月16日
徳　島	B	63	**1,046**	（980）	66	＋3	2026年 1月1日
香　川	B	63	**1,036**	（970）	66	＋3	2025年 10月18日
愛　媛	B	63	**1,033**	（956）	77	＋14	2025年 12月1日
高　知	C	64	**1,023**	（952）	71	＋7	2025年 12月1日
福　岡	B	63	**1,057**	（992）	65	＋2	2025年 11月16日
佐　賀	C	64	**1,030**	（956）	74	＋10	2025年 11月21日
長　崎	C	64	**1,031**	（953）	78	＋14	2025年 12月1日
熊　本	C	64	**1,034**	（952）	82	＋18	2026年 1月1日
大　分	C	64	**1,035**	（954）	81	＋17	2026年 1月1日
宮　崎	C	64	**1,023**	（952）	71	＋7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	**1,026**	（953）	73	＋9	2025年 11月1日
沖　縄	C	64	**1,023**	（952）	71	＋7	2025年 12月1日
全国加重平均			**1,121**	（1,055）	66	+3	－

※１　括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※２　発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

参 考

地域別最低賃金の改正手続の流れ

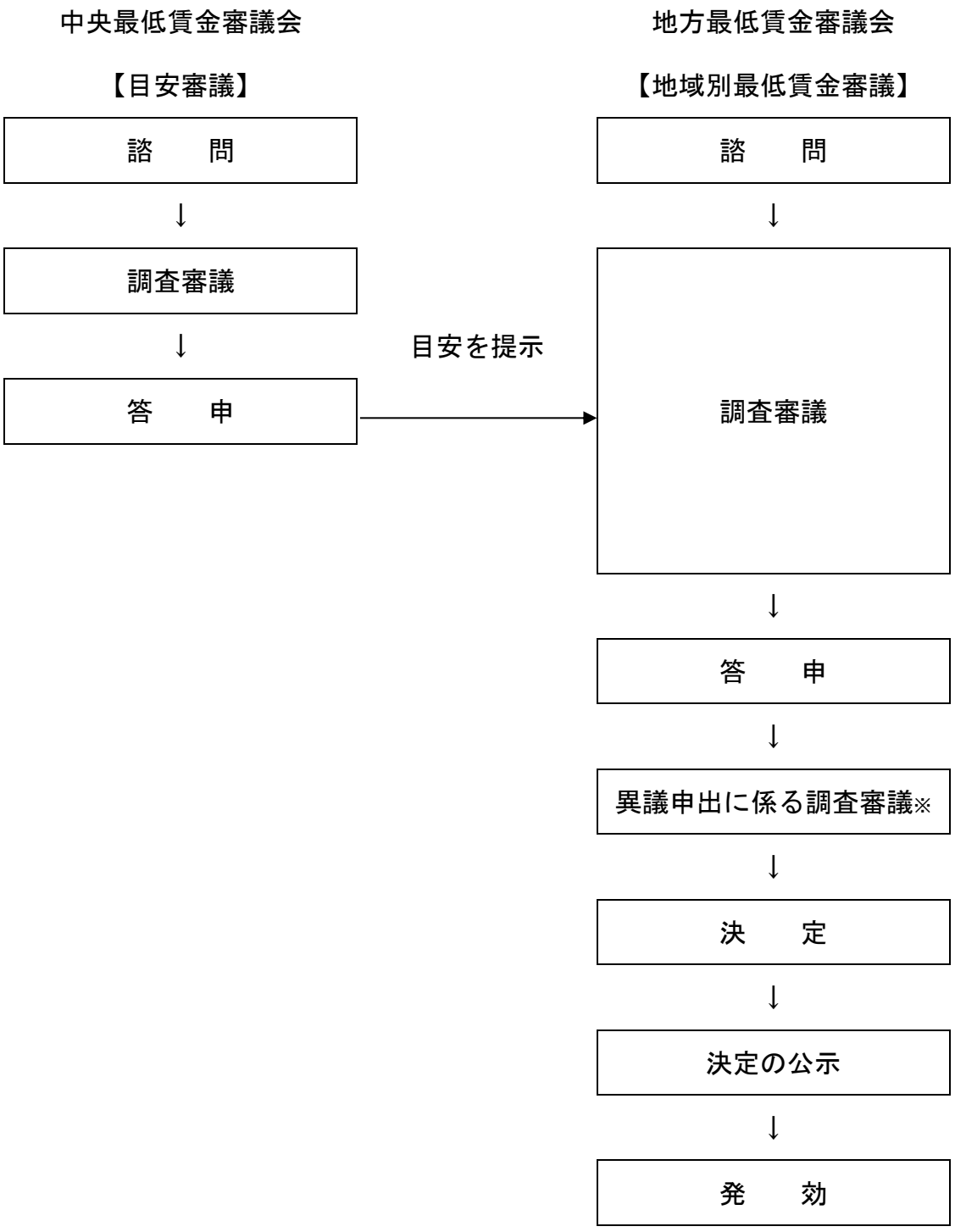

※　関係労使からの異議申出があった場合に開催

№４

令和７年最低賃金に関する基礎調査結果

《徳島県最低賃金改正審議用資料》

１　令和７年最低賃金に関する基礎調査の概要

２　未満率の推移（令和７年～平成 28 年）

３　賃金分布、影響率グラフ

４　影響率

＜添付資料＞

総括表（１）　規模別、年齢別	産業（地域計）、就業形態（全て）
総括表（２）　性別年齢別	
総括表（１）　規模別、年齢別	産業（地域計）、就業形態（パート）
総括表（２）　性別年齢別	

集計概要

未満率（規模別）				
就業形態	全体	1～9 人	10～29 人	30～99 人
全て	1.98%	2.36%	1.75%	1.51%
パート	1.30%	1.18%	1.45%	－

平均賃金額		
就業形態	月平均賃金額	時間当り平均賃金額
全て	192,854 円	1,408 円
パート	89,205 円	1,178 円

（7 月 24 日集計）

1　令和７年最低賃金に関する基礎調査の概要

（１）調査の目的

徳島地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、徳島県内の労働者の賃金の実態を把握することを目的として実施するものである。

（２）調査の地域

徳島県全域

（３）調査対象産業および事業所規模

製造業	１～99 人
情報通信業のうち新聞業及び出版業	
卸売業、小売業	１～29 人
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
医療、福祉	
サービス業（他に分類されないもの）	

（４）調査事業所

①事業所数

1,580 事業所（うち地域別最低賃金対象事業所は、1,401 件）

②選定方法

事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）を母集団とし、産業別、事業所規模別に層化無作為により選定した。

（５）調査事項（調査対象期日は令和７年６月１日現在）

①　事業所に関する事項

名称、所在地、事業内容、法人番号、労働者数

②　労働者に関する事項

性別、就業形態、年齢、勤続年数、基本給の賃金形態及び６月の基本給額（見込額）、６月分の精皆勤・通勤・家族手当及びその他の手当（各見込額）、月間所定労働日数、１日の所定労働時間数

（６）集計方法

①集計事項

（ア）産業、就業形態、規模、年齢別の１時間当たり所定内賃金階級別労働者数

（イ）産業、就業形態、性別、年齢別の１時間当たり所定内賃金階級別労働者数

※　１時間当たりの所定内給与額を次式により算出する。

$$\frac{\text{月間所定内賃金額（A）－（精皆勤手当＋通勤手当＋家族手当）}}{\text{（A）に対する月間所定労働時間数}}$$

②集計結果

集計結果数は、抽出調査結果を母集団に復元（労働者数で復元）した数字である。復元の方法は、各産業、規模ごとの母集団労働者数をサンプル労働者数で除し、復元率を算出している。

2　未満率の推移（令和７年～平成 28 年）

未満率とは、設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合である。

（単位%）

		未満率									
年次		R07	R06	R05	R04	R03	R02	R01	H30	H29	H28
最低賃金額(円)		980	896	855	824	796	793	766	740	716	695
地域計		1.98	1.17	1.56	1.92	1.18	1.63	0.97	1.49	2.06	1.34
規模別	1～9 人	2.36	1.42	2.42	2.24	1.45	2.49	0.87	1.41	3.61	1.67
	10～29 人	1.75	1.07	0.96	1.79	1.12	0.75	0.92	1.55	0.64	1.15
	30～99 人	1.51	0.64	1.04	1.08	－	2.37	1.60	1.57	1.59	0.70

（注）最低賃金額の欄は、改正前の金額を表示している。

3　賃金分布、影響率グラフ

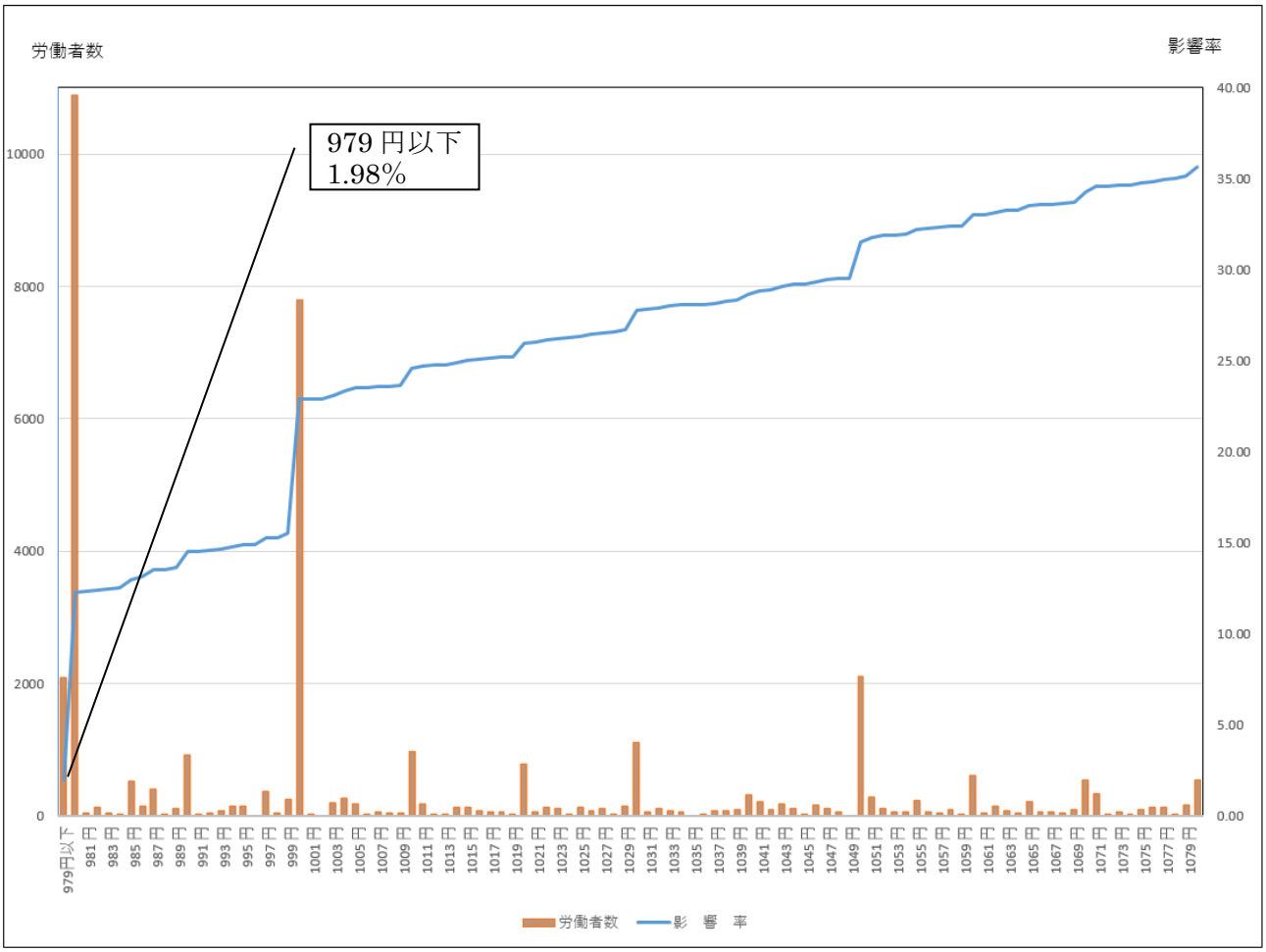

4　影響率

影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。

（単位%）

１時間あたりの賃金額	労働者数	現行最賃額との差	影　響　率			
			地域最賃対象計	1～9 人	10～29 人	30～99 人
979 円以下	2096	－	1.98	2.36	1.75	1.51
980 円(現行)	10884	±0 円	12.27	11.82	13.52	7.78
981 円	47	＋1 円	12.31	11.87	13.53	7.99
982 円	123	＋2 円	12.43	11.92	13.67	8.26

１時間あたりの賃金額	労働者数	現行最賃額との差	影　響　率			
			地域最賃対象計	1～9 人	10～29 人	30～99 人
983 円	49	＋3 円	12.47	11.98	13.72	8.26
984 円	28	＋4 円	12.50	12.04	13.72	8.26
985 円	521	＋5 円	12.99	12.20	14.50	8.68
986 円	140	＋6 円	13.13	12.33	14.50	9.52
987 円	400	＋7 円	13.50	12.49	15.09	9.73
988 円	21	＋8 円	13.52	12.49	15.09	9.94
989 円	119	＋9 円	13.64	12.66	15.14	10.15
990 円	917	＋10 円	14.50	13.77	15.97	10.15
991 円	17	＋11 円	14.52	13.81	15.97	10.15
992 円	47	＋12 円	14.56	13.87	15.97	10.35
993 円	71	＋13 円	14.63	13.98	15.97	10.56
994 円	151	＋14 円	14.77	14.20	16.08	10.56
995 円	146	＋15 円	14.91	14.25	16.31	10.56
996 円	0	＋16 円	14.91	14.25	16.31	10.56
997 円	372	＋17 円	15.26	15.01	16.40	10.56
998 円	38	＋18 円	15.30	15.04	16.40	10.77
999 円	241	＋19 円	15.53	15.11	16.40	12.86
1000 円	7790	＋20 円	22.89	24.72	23.02	14.38
1001 円	21	＋21 円	22.91	24.73	23.06	14.38
1002 円	0	＋22 円	22.91	24.73	23.06	14.38
1003 円	191	＋23 円	23.09	24.94	23.24	14.38
1004 円	266	＋24 円	23.34	25.12	23.44	15.22
1005 円	178	＋25 円	23.51	25.37	23.53	15.43
1006 円	3	＋26 円	23.51	25.37	23.53	15.46
1007 円	69	＋27 円	23.58	25.37	23.62	15.67
1008 円	47	＋28 円	23.62	25.37	23.71	15.67
1009 円	49	＋29 円	23.67	25.41	23.77	15.70
1010 円	967	＋30 円	24.58	26.19	24.82	16.53
1011 円	172	＋31 円	24.74	26.36	24.98	16.62
1012 円	24	＋32 円	24.77	26.36	25.03	16.62
1013 円	17	＋33 円	24.78	26.40	25.03	16.62
1014 円	125	＋34 円	24.90	26.53	25.03	17.30
1015 円	126	＋35 円	25.02	26.58	25.07	18.13
1016 円	69	＋36 円	25.09	26.64	25.07	18.55
1017 円	58	＋37 円	25.14	26.75	25.07	18.63
1018 円	66	＋38 円	25.20	26.86	25.07	18.84
1019 円	2	＋39 円	25.21	26.86	25.07	18.86
1020 円	786	＋40 円	25.95	27.34	26.05	19.49
1021 円	68	＋41 円	26.01	27.45	26.05	19.70
1022 円	122	＋42 円	26.13	27.64	26.12	19.70
1023 円	107	＋43 円	26.23	27.64	26.27	19.98
1024 円	25	＋44 円	26.25	27.70	26.27	19.98
1025 円	122	＋45 円	26.37	27.82	26.36	20.19
1026 円	71	＋46 円	26.44	27.98	26.36	20.22
1027 円	117	＋47 円	26.55	28.07	26.51	20.22
1028 円	27	＋48 円	26.57	28.13	26.51	20.22
1029 円	155	＋49 円	26.72	28.31	26.66	20.22
1030 円	1104	＋50 円	27.76	29.26	27.78	21.26
1031 円	65	＋51 円	27.82	29.30	27.88	21.26
1032 円	110	＋52 円	27.93	29.49	27.88	21.49
1033 円	84	＋53 円	28.01	29.69	27.88	21.49
1034 円	65	＋54 円	28.07	29.74	27.88	21.91
1035 円	0	＋55 円	28.07	29.74	27.88	21.91
1036 円	25	＋56 円	28.09	29.79	27.88	21.91
1037 円	83	＋57 円	28.17	29.79	27.91	22.54

１時間あたりの賃金額	労働者数	現行最賃額との差	影　響　率			
			地域最賃対象計	1～9 人	10～29 人	30～99 人
1038 円	84	＋58 円	28.25	29.86	27.96	22.87
1039 円	88	＋59 円	28.33	29.95	28.05	22.87
1040 円	313	＋60 円	28.63	30.18	28.43	23.02
1041 円	221	＋61 円	28.84	30.46	28.61	23.02
1042 円	87	＋62 円	28.92	30.57	28.65	23.23
1043 円	182	＋63 円	29.09	30.75	28.85	23.23
1044 円	108	＋64 円	29.19	30.79	28.94	23.65
1045 円	28	＋65 円	29.22	30.85	28.94	23.68
1046 円	155	＋66 円	29.37	30.99	29.12	23.68
1047 円	110	＋67 円	29.47	31.16	29.17	23.75
1048 円	56	＋68 円	29.52	31.29	29.17	23.75
1049 円	0	＋69 円	29.52	31.29	29.17	23.75
1050 円	2105	＋70 円	31.51	33.13	31.59	24.23
1051 円	276	＋71 円	31.77	33.25	32.02	24.23
1052 円	108	＋72 円	31.87	33.36	32.13	24.23
1053 円	60	＋73 円	31.93	33.40	32.16	24.46
1054 円	63	＋74 円	31.99	33.44	32.25	24.46
1055 円	228	＋75 円	32.21	33.81	32.25	25.12
1056 円	61	＋76 円	32.26	33.91	32.29	25.12
1057 円	51	＋77 円	32.31	34.02	32.29	25.12
1058 円	99	＋78 円	32.41	34.20	32.29	25.33
1059 円	22	＋79 円	32.43	34.25	32.29	25.33
1060 円	609	＋80 円	33.00	34.89	32.89	25.54
1061 円	45	＋81 円	33.04	34.89	32.97	25.54
1062 円	143	＋82 円	33.18	35.07	33.01	25.96
1063 円	74	＋83 円	33.25	35.24	33.01	25.98
1064 円	43	＋84 円	33.29	35.24	33.09	25.98
1065 円	221	＋85 円	33.50	35.47	33.32	25.98
1066 円	65	＋86 円	33.56	35.57	33.32	26.19
1067 円	56	＋87 円	33.61	35.70	33.32	26.19
1068 円	42	＋88 円	33.65	35.79	33.32	26.22
1069 円	91	＋89 円	33.74	35.90	33.32	26.64
1070 円	542	＋90 円	34.25	36.29	33.89	27.34
1071 円	342	＋91 円	34.57	36.47	34.23	28.26
1072 円	21	＋92 円	34.59	36.47	34.26	28.26
1073 円	53	＋93 円	34.64	36.59	34.26	28.29
1074 円	19	＋94 円	34.66	36.59	34.30	28.29
1075 円	96	＋95 円	34.75	36.75	34.30	28.50
1076 円	124	＋96 円	34.87	36.81	34.45	28.70
1077 円	121	＋97 円	34.98	36.81	34.55	29.41
1078 円	19	＋98 円	35.00	36.81	34.58	29.41
1079 円	156	＋99 円	35.15	37.03	34.66	29.62
1080 円	536	＋100 円	35.66	37.54	35.22	29.85

2025年9月
株式会社インディードリクルートパートナーズ
リサーチセンター

2025年度 最低賃金改定の影響に関する調査レポート
＜各都道府県改定額 × 2025年8月時点掲載の求人情報＞

この調査レポートは、株式会社インディードリクルートパートナーズ（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：淺野 健、以下IRP）のリサーチセンターが毎月調査発表している「アルバイト・パート募集時平均時給調査」のデータ、および「令和7年度地域別最低賃金答申状況」により公表された各都道府県の改定額を基に、最低賃金改定の影響についてまとめたものです。

地域別最低賃金以上の賃金額を支払わない場合、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められています。時給だけでなく、月給や固定残業代を時給換算した場合にも下回ることがないようご注意ください。また、例年基本給は修正したものの、残業・深夜手当などの修正が漏れていたという事例が発生しています。今年度は、都道府県によって発効日も大きく異なるため、本レポートを機に賃金体系や求人内容などのチェックを早めにしていただくことをおすすめします。

《最低賃金改定の状況》

- 2025年度は中央最低賃金審議会が答申した63～64円の引き上げ目安に対して、39道府県が目安を上回る答申をし、63～82円の引き上げが決まりました。全国加重平均は66円引き上げられ1,121円となります。過去からの推移を見ると、引き上げ額66円は最低賃金が時給で示されるようになった2002年度以降最大です。

《8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合》「アルバイト・パート募集時平均時給調査」より

- 8月時点でリクルートグループが運営する採用管理システム（詳細は下記の調査概要参照）に入稿された求人情報のうち、改定後最低賃金を下回る求人の割合は全国で40.9%でした。都道府県別では、青森56.3%、岩手54.1%、秋田52.7%をはじめ、10県で5割を上回ります。職種別では例年同様「販売・サービス系」が最も高く49.0%と5割に迫り、「フード系」44.2%、「製造・物流・清掃系」43.5%も4割を上回ります。

調査概要

	アルバイト・パート募集時平均時給調査
調査内容	アルバイト・パートの募集時の平均時給について、エリア別、職種別にまとめている
調査手法	リクルートグループが運営する採用管理システム『Airワーク 採用管理』『ジョブオプ採用管理』に入稿された求人情報より、アルバイト・パートの求人情報を抽出し集計
調査期間	月次で集計、調査発表 毎月1日～末日までの掲載分を集計し、まとめている
集計対象件数	月次で変動（2025年8月は58万3,251件）
参考URL	https://jbrc.recruit.co.jp/data/ap/

※グラフと数表は、集計結果の小数点以下第2位を四捨五入して表示している

最低賃金改定の状況（全国加重平均）

全体の状況をつかむために全国加重平均の推移を確認しましょう。

2025年度は中央最低賃金審議会が答申した63～64円の引き上げ目安に対して、39道府県が目安を上回る答申をし、63～82円の引き上げが決まりました。全国加重平均は66円引き上げられ1,121円となります。過去からの推移を見ると、引き上げ額66円は最低賃金が時給で示されるようになった2002年度以降最大です。

最低賃金は2017年に政府が示した「働き方改革実行計画」などを受けて大幅な引き上げ傾向にあり、2023年度に全国加重平均1,000円を突破しました。さらに政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」において、2020年代での全国加重平均1,500円の達成に向けて、適切な価格転嫁や生産性向上支援などを通じて中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しすることに取り組むほか、目安額を超える引き上げを行った地域には補助金による重点的な支援を行うとしており、今後も動向が注目されます。

最低賃金（全国加重平均）の推移

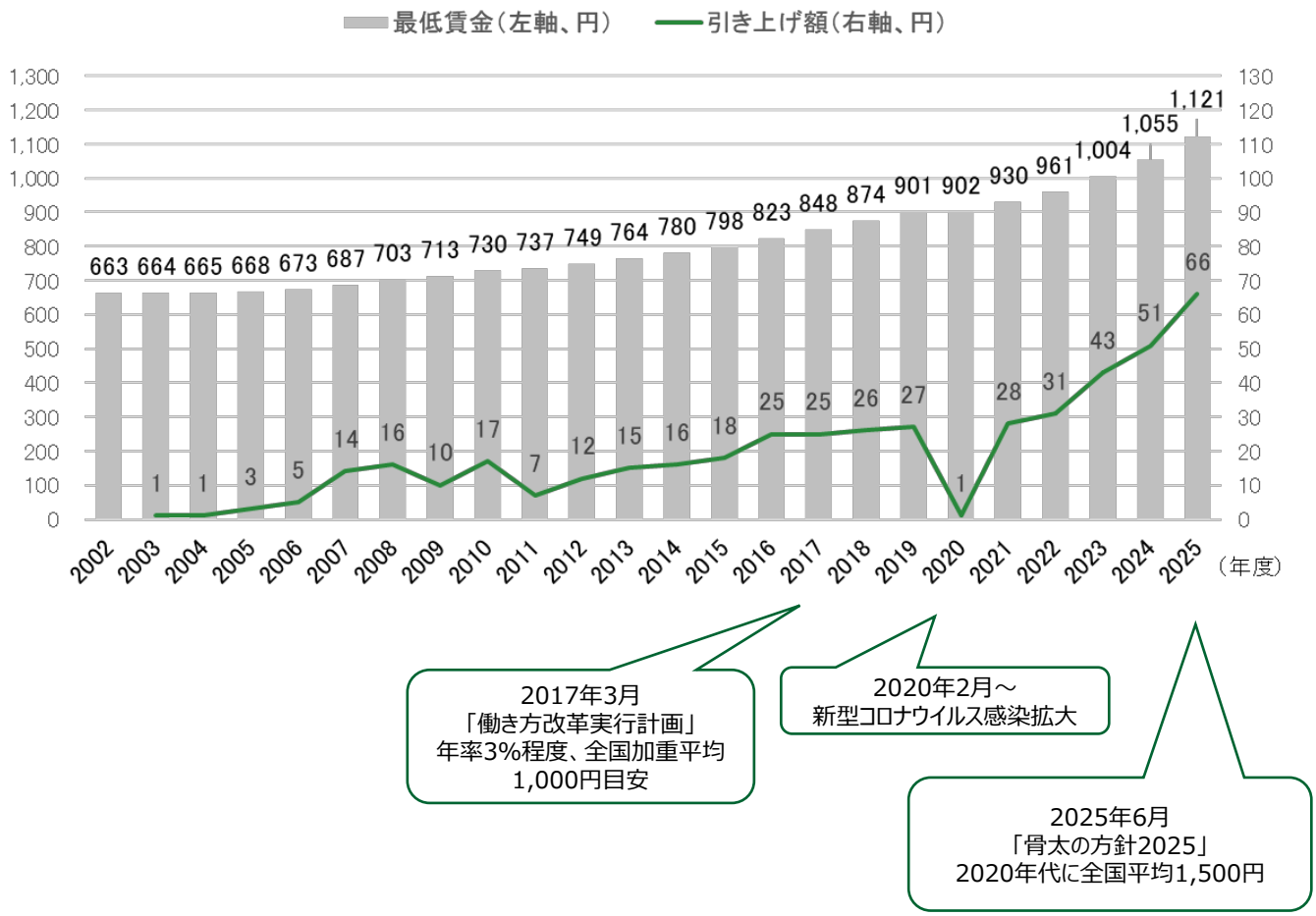

最低賃金改定の状況（都道府県別）

2025年度の地域別最低賃金の答申状況は以下の通りです。最高額は東京の1,226円、最低額は高知、宮崎、沖縄の1,023円でした。また、国の目安額を上回る引き上げを行ったのは、2024年度の27県から大幅に増加し39道府県となりました。11月以降に発効する地域も、2024年度の徳島のみから27府県に増えています。

	2025年度（令和7年度）						2024年度（令和6年度）
	最低賃金（円）	ランク	目安額（円）	引き上げ額（円）	引き上げ率（%）	発効日	最低賃金（円）
北海道	1,075	B	63	65	6.4	2025/10/4	1,010
青森	1,029	C	64	76	8.0	2025/11/21	953
岩手	1,031	C	64	79	8.3	2025/12/1	952
宮城	1,038	B	63	65	6.7	2025/10/4	973
秋田	1,031	C	64	80	8.4	2026/3/31	951
山形	1,032	C	64	77	8.1	2025/12/23	955
福島	1,033	B	63	78	8.2	2026/1/1	955
茨城	1,074	B	63	69	6.9	2025/10/12	1,005
栃木	1,068	B	63	64	6.4	2025/10/1	1,004
群馬	1,063	B	63	78	7.9	2026/3/1	985
埼玉	1,141	A	63	63	5.8	2025/11/1	1,078
千葉	1,140	A	63	64	5.9	2025/10/3	1,076
東京	1,226	A	63	63	5.4	2025/10/3	1,163
神奈川	1,225	A	63	63	5.4	2025/10/4	1,162
新潟	1,050	B	63	65	6.6	2025/10/2	985
富山	1,062	B	63	64	6.4	2025/10/12	998
石川	1,054	B	63	70	7.1	2025/10/8	984
福井	1,053	B	63	69	7.0	2025/10/8	984
山梨	1,052	B	63	64	6.5	2025/12/1	988
長野	1,061	B	63	63	6.3	2025/10/3	998
岐阜	1,065	B	63	64	6.4	2025/10/18	1,001
静岡	1,097	B	63	63	6.1	2025/11/1	1,034
愛知	1,140	A	63	63	5.8	2025/10/18	1,077
三重	1,087	B	63	64	6.3	2025/11/21	1,023
滋賀	1,080	B	63	63	6.2	2025/10/5	1,017
京都	1,122	B	63	64	6.0	2025/11/21	1,058
大阪	1,177	A	63	63	5.7	2025/10/16	1,114
兵庫	1,116	B	63	64	6.1	2025/10/4	1,052
奈良	1,051	B	63	65	6.6	2025/11/16	986
和歌山	1,045	B	63	65	6.6	2025/11/1	980
鳥取	1,030	C	64	73	7.6	2025/10/4	957
島根	1,033	B	63	71	7.4	2025/11/17	962
岡山	1,047	B	63	65	6.6	2025/12/1	982
広島	1,085	B	63	65	6.4	2025/11/1	1,020
山口	1,043	B	63	64	6.5	2025/10/16	979
徳島	1,046	B	63	66	6.7	2026/1/1	980
香川	1,036	B	63	66	6.8	2025/10/18	970
愛媛	1,033	B	63	77	8.1	2025/12/1	956
高知	1,023	C	64	71	7.5	2025/12/1	952
福岡	1,057	B	63	65	6.6	2025/11/16	992
佐賀	1,030	C	64	74	7.7	2025/11/21	956
長崎	1,031	C	64	78	8.2	2025/12/1	953
熊本	1,034	C	64	82	8.6	2026/1/1	952
大分	1,035	C	64	81	8.5	2026/1/1	954
宮崎	1,023	C	64	71	7.5	2025/11/16	952
鹿児島	1,026	C	64	73	7.7	2025/11/1	953
沖縄	1,023	C	64	71	7.5	2025/12/1	952
全国加重平均	1,121	−	−	66	6.3	−	1,055

目安額よりも引き上げた都道府県　各項目TOP10　発効日が11月以降の都道府県

8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合（都道府県別）

改定後最低賃金（p.3）を下回る求人の割合を、8月時点で確認すると全国で40.9%でした。都道府県別では、青森56.3%、岩手54.1%、秋田52.7%をはじめ、10県で5割を上回ります。

	最低賃金を下回る求人割合（%）	2025年度（令和7年度）				
		最低賃金（円）	ランク	目安額（円）	引き上げ額（円）	引き上げ率（%）
北海道	41.6	1,075	B	63	65	6.4
青森	56.3	1,029	C	64	76	8.0
岩手	54.1	1,031	C	64	79	8.3
宮城	44.7	1,038	B	63	65	6.7
秋田	52.7	1,031	C	64	80	8.4
山形	51.9	1,032	C	64	77	8.1
福島	49.0	1,033	B	63	78	8.2
茨城	35.5	1,074	B	63	69	6.9
栃木	41.4	1,068	B	63	64	6.4
群馬	49.2	1,063	B	63	78	7.9
埼玉	33.1	1,141	A	63	63	5.8
千葉	31.9	1,140	A	63	64	5.9
東京	34.0	1,226	A	63	63	5.4
神奈川	52.3	1,225	A	63	63	5.4
新潟	41.2	1,050	B	63	65	6.6
富山	41.6	1,062	B	63	64	6.4
石川	42.5	1,054	B	63	70	7.1
福井	47.0	1,053	B	63	69	7.0
山梨	36.7	1,052	B	63	64	6.5
長野	35.9	1,061	B	63	63	6.3
岐阜	50.4	1,065	B	63	64	6.4
静岡	36.1	1,097	B	63	63	6.1
愛知	46.5	1,140	A	63	63	5.8
三重	34.8	1,087	B	63	64	6.3
滋賀	41.7	1,080	B	63	63	6.2
京都	44.5	1,122	B	63	64	6.0
大阪	36.9	1,177	A	63	63	5.7
兵庫	46.5	1,116	B	63	64	6.1
奈良	43.7	1,051	B	63	65	6.6
和歌山	43.0	1,045	B	63	65	6.6
鳥取	50.5	1,030	C	64	73	7.6
島根	51.0	1,033	B	63	71	7.4
岡山	50.0	1,047	B	63	65	6.6
広島	45.3	1,085	B	63	65	6.4
山口	39.1	1,043	B	63	64	6.5
徳島	44.8	1,046	B	63	66	6.7
香川	44.0	1,036	B	63	66	6.8
愛媛	48.9	1,033	B	63	77	8.1
高知	47.2	1,023	C	64	71	7.5
福岡	42.4	1,057	B	63	65	6.6
佐賀	36.9	1,030	C	64	74	7.7
長崎	52.2	1,031	C	64	78	8.2
熊本	47.3	1,034	C	64	82	8.6
大分	46.7	1,035	C	64	81	8.5
宮崎	49.7	1,023	C	64	71	7.5
鹿児島	48.8	1,026	C	64	73	7.7
沖縄	41.4	1,023	C	64	71	7.5
全国	40.9	1,121	−	−	66	6.3

各項目TOP10

出所：IRPリサーチセンター「アルバイト・パート募集時平均時給調査」のデータより集計

8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合（過去推移／エリア別）

最低賃金を下回る求人の割合は40.9%に達し、2017年以降で初めて40%を超えました。エリア別に見ると、首都圏を除く全てのエリアで40%を超えており、特に東北では5割に迫ります。一方で、北海道と関西のみこの割合が2024年を下回りました。これは、インバウンド需要や万博の影響で、両エリアの賃金が上昇傾向にあるためと考えられます。

8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合
（エリア別）

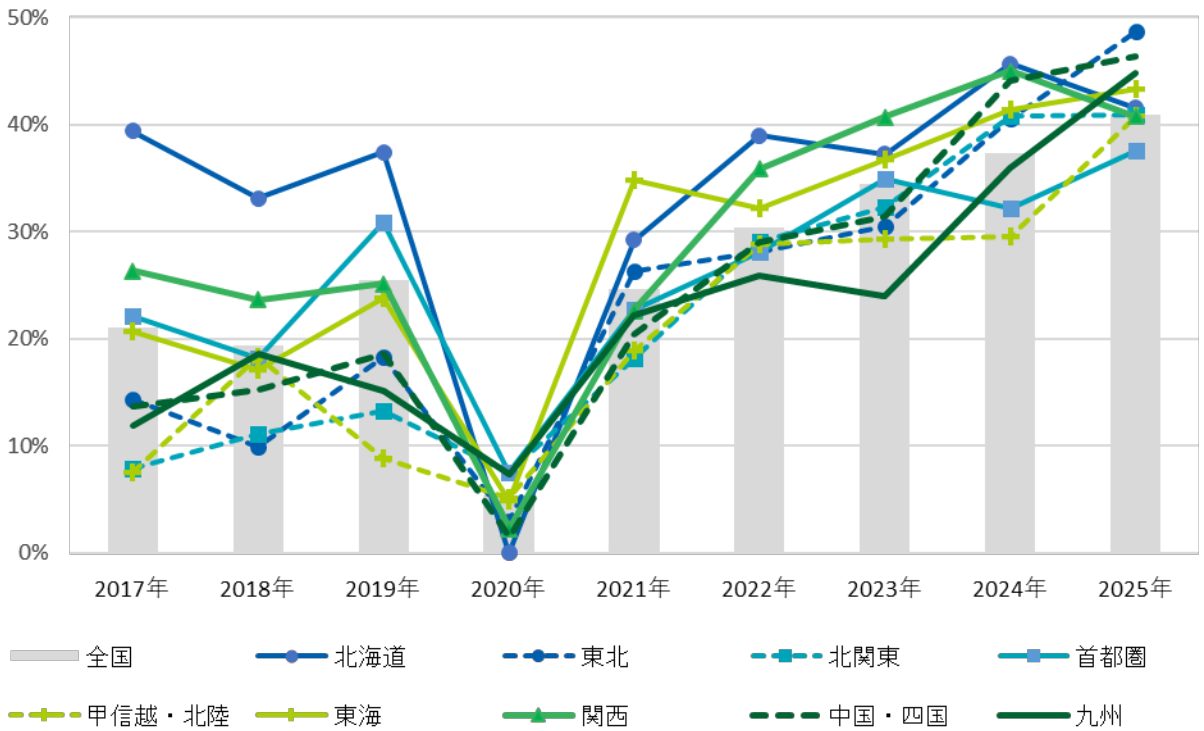

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全国	21.1%	19.3%	25.5%	5.3%	24.7%	30.4%	34.5%	37.4%	40.9%
北海道	39.4%	33.1%	37.4%	0.0%	29.3%	39.0%	37.3%	45.7%	41.6%
東北	14.3%	9.9%	18.3%	3.0%	26.3%	28.1%	30.5%	40.6%	48.7%
北関東	7.9%	11.1%	13.3%	7.5%	18.2%	29.0%	32.3%	40.8%	41.0%
首都圏	22.1%	18.2%	30.9%	7.6%	22.7%	28.1%	34.9%	32.2%	37.6%
甲信越・北陸	7.6%	18.3%	8.8%	5.1%	18.8%	28.9%	29.3%	29.6%	40.8%
東海	20.7%	17.1%	23.8%	4.9%	34.8%	32.2%	36.8%	41.5%	43.4%
関西	26.4%	23.7%	25.2%	2.3%	22.6%	35.9%	40.7%	45.1%	40.8%
中国・四国	13.7%	15.2%	18.6%	1.5%	20.3%	29.1%	31.4%	44.1%	46.4%
九州	11.9%	18.5%	15.1%	7.4%	22.1%	26.0%	24.0%	35.9%	44.8%

各年TOP

※ 出所：IRPリサーチセンター「アルバイト・パート募集時平均時給調査」のデータより集計
※ 上記調査の集計対象を2025年4月度より変更しているため、2024年以前と2025年では集計対象が異なることに留意が必要

8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合（過去推移／職種別）

職種別では例年同様「販売・サービス系」が最も高く49.0%と5割に迫り、「フード系」44.2%、「製造・物流・清掃系」43.5%も4割を上回ります。過去からの推移を見ると、「営業系」を除く全ての職種で2017年以降最も割合が高くなりました。最低賃金改定の影響が職種を問わず大きいことがうかがえます。

8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合
（職種別）

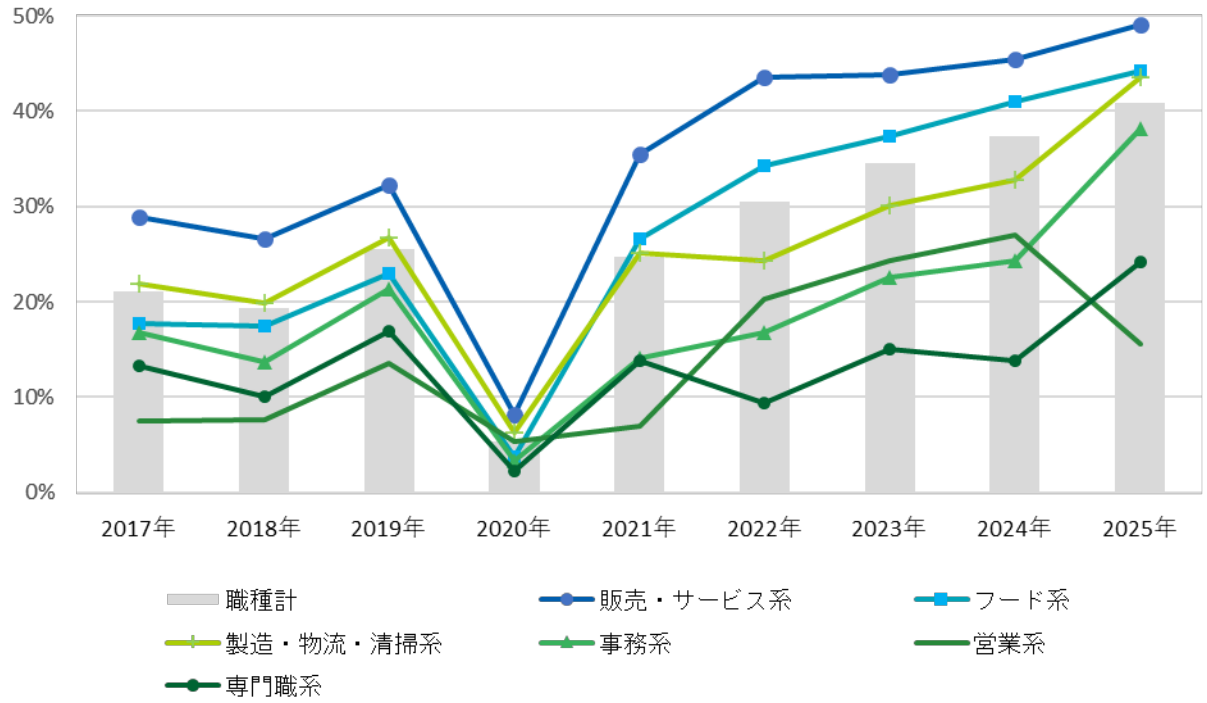

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年8月全国平均時給（円）
全体	21.1%	19.3%	25.5%	5.3%	24.7%	30.4%	34.5%	37.4%	40.9%	1,225
販売・サービス系	28.9%	26.6%	32.2%	8.1%	35.5%	43.5%	43.8%	45.4%	49.0%	1,197
フード系	17.8%	17.4%	22.9%	3.7%	26.6%	34.3%	37.4%	41.0%	44.2%	1,179
製造・物流・清掃系	21.8%	19.9%	26.7%	6.3%	25.1%	24.3%	30.1%	32.8%	43.5%	1,197
事務系	16.7%	13.7%	21.4%	3.3%	14.0%	16.8%	22.5%	24.3%	38.1%	1,234
営業系	7.4%	7.6%	13.6%	5.3%	7.0%	20.3%	24.3%	27.0%	15.5%	1,385
専門職系	13.3%	10.0%	16.9%	2.3%	13.8%	9.3%	15.0%	13.8%	24.1%	1,345

各年TOP

※ 出所：IRPリサーチセンター「アルバイト・パート募集時平均時給調査」のデータより集計
※ 上記調査の集計対象を2025年4月度より変更しているため、2024年以前と2025年では集計対象が異なることに留意が必要

参考）8月時点で改定後最低賃金を下回る求人の割合（職種×主要都道府県）

職種および主要都道府県別で見ると、首都圏・東海・関西の全ての都府県において、営業・専門職系を除く全ての職種で3割を上回っています。特に神奈川、岐阜、奈良などでは6割を超える職種も見られます。改定以降、賃金が最低賃金を下回ることがないよう十分にご注意ください。

	全国	首都圏				東海			
		東京	神奈川	埼玉	千葉	愛知	三重	岐阜	静岡
販売・サービス系	49.0%	39.8%	63.5%	38.3%	37.3%	58.6%	46.5%	69.4%	47.1%
フード系	44.2%	35.3%	58.3%	36.7%	35.7%	50.2%	32.3%	40.8%	33.6%
製造・物流・清掃系	43.5%	35.6%	56.3%	33.8%	33.8%	45.9%	31.7%	48.3%	40.8%
事務系	38.1%	31.8%	48.3%	40.0%	36.7%	47.3%	50.2%	51.8%	31.0%
営業系	15.5%	15.5%	19.3%	23.5%	9.5%	11.7%	15.3%	20.6%	12.8%
専門職系	24.1%	23.7%	27.2%	20.3%	19.2%	25.8%	13.7%	23.0%	22.3%

	全国	関西						北海道	福岡
		大阪	兵庫	京都	奈良	滋賀	和歌山		
販売・サービス系	49.0%	42.7%	52.2%	48.4%	40.8%	51.2%	49.5%	51.6%	52.9%
フード系	44.2%	42.5%	57.0%	49.0%	50.5%	46.9%	40.5%	43.2%	49.5%
製造・物流・清掃系	43.5%	41.0%	45.3%	45.1%	52.9%	37.5%	57.2%	45.2%	48.0%
事務系	38.1%	32.5%	48.1%	45.8%	60.7%	40.2%	44.1%	25.4%	28.9%
営業系	15.5%	5.5%	16.5%	24.1%	11.1%	47.5%	0.0%	12.4%	12.5%
専門職系	24.1%	23.7%	26.4%	29.5%	25.5%	19.3%	22.2%	29.8%	24.8%

出所：IRPリサーチセンター「アルバイト・パート募集時平均時給調査」のデータより集計

30.0%以上

参照：
厚生労働省 「雇用・労働　賃金（賃金引上げ、労働生産性向上）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html
厚生労働省　報道発表資料「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html
「働き方改革実行計画」
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000163841.pdf
内閣府 「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html